

契約書
規則
員則

株式会社 リイツメディカル

平成 27 年 4 月 1 日 制定
平成 年 月 日 届出

総 則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、株式会社 リイツメディカル（以下「会社」という。）の契約社員の服務及び勤務条件その他の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則に定めるもののほか、契約社員の就業に関する事項は、労働基準法その他の関係法令及び個別の雇用契約に定めるところによる。

(適用対象者)

- 第 2 条 この規則において、契約社員とは、期間の定めのある労働契約を締結し雇用された者に適用する。ただし、一般社員に比較して少ない勤務日または勤務時間により期間を定めてパートタイマーとして再雇用された者については、この規則を適用せず、パートタイマー就業規則及び個別の雇用契約書による。また、定年退職後再雇用された者については、定年後継続雇用社員就業規則による。

(規則の順守)

- 第 3 条 会社及び契約社員は、この規則その他会社の定める就業に関する諸規程等を順守し、事業の発展と勤務条件の向上に努めるものとする。

(勤務条件の確認)

- 第 4 条 会社は、原則として、1年以内の期間を定めた有期労働契約を締結し、契約社員としての勤務条件を明示する労働条件明示書（雇用契約書）を交付するものとする。契約社員は明示された勤務条件等を確認しこれに同意して勤務するものとする。

(契約期間、雇止め)

- 第 5 条 雇用契約の期間は原則として1年とし、会社は契約時に本人と協議し個別に決定する。ただし、必要に応じて契約を更新することができる。
2. 会社は、契約の更新をしない場合は、30日前までにその旨を本人に予告する。
3. 前項の予告をした場合、本人が更新しない理由について証明書を請求したとき、会社は遅滞なく証明書を交付する。
4. 契約の更新をしなかった場合も前項と同様に、本人の請求により更新しなかつた理由について証明書を交付する。

第 2 章 勤 務

(勤務時間・休憩)

- 第 6 条 契約社員の勤務時間及び休憩については、個別の雇用契約において定める。

(所定休日)

第7条 契約社員の所定休日は、個別の雇用契約において定める。

(休日の振替、時間外・休日労働等)

第8条 契約社員の休日の振替、時間外労働・休日労働、出張等の勤務時間については、個別の雇用契約において定める。

(年次有給休暇)

第9条 契約社員の年次有給休暇については、就業規則第7章を準用する。この場合において、社員であった期間はこれを契約社員としての勤続年数に通算し、社員から引き続き契約社員として勤務したものとして取扱い、休暇年度の途中において社員から契約社員となった者の当該年度に社員として与えられた年次有給休暇は契約社員として与えられた年次有給休暇とみなす。

(育児介護休業その他の法定休暇等)

第10条 契約社員の育児介護休業等については、育児・介護休業規程を準用する。

2 公民権行使の時間、裁判員等のための休暇、その他の労働基準法や育児介護休業法による法定の休暇については、各々の法定の要件を満たした場合に利用できるものとする。

(特別休暇)

第11条 契約社員の特別休暇については、就業規則第58条を準用する。

(配置転換・出向・休職)

第12条 契約社員の配置転換・出向・休職については、就業規則第11条、第3章を準用する。

(服務規律)

第13条 契約社員の服務規律については、就業規則第5章を準用する。

(安全衛生)

第14条 契約社員の就業にかかる安全及び衛生については、就業規則第9章を準用する。ただし、採用時健康診断についてはこの限りでない。

(給与)

第15条 契約社員の給与は、勤務形態、技能、経験等を考慮し、個別の雇用契約において定める。

(昇給)

第 16 条 昇給は原則として行わない。

(賞与)

第 17 条 契約社員には、原則として賞与は支給しない。

(退職金)

第 18 条 契約社員には、退職金は支給しない。

(旅費等)

第 19 条 国内外への出張または営業活動をするときの旅費等については、旅費規程を準用する。

(表彰・制裁)

第 20 条 契約社員の表彰及び制裁については、表彰・制裁規程を準用する。

(退職・解雇)

第 21 条 契約社員の退職・解雇については、定年に関する規程を除き、就業規則第 22 条から第 30 条を準用する。

(慶弔見舞金)

第 22 条 契約社員の慶弔見舞金については、慶弔見舞金規程において契約社員を正社員としてみなす。

(雑則)

第 23 条 契約社員の勤務並びに処遇に関し、この規則に定めのない事項については、就業規則を準用する。

附 則

1. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
2. この規則を改廃する場合は、社員代表の意見を聴いて行う。